

# 熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第2条）

### 第2章 紛争の予防に係る手続等

#### 第1節 事業計画の事前公開（第3条—第9条）

#### 第2節 事業計画書に対する意見の調整（第10条—第14条）

#### 第3節 事業計画の変更及び廃止（第15条・第16条）

### 第3章 紛争のあっせん（第17条—第19条）

### 第4章 雑則（第20条—第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の産業廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物の処理の業の用に供されるものの設置許可に当たって、法第15条の2第1項第2号の許可基準である周辺地域の生活環境の保全等への適正な配慮がなされているか及び法第15条の2第4項の生活環境の保全上必要な許可条件を付することについて知事が判断するために、設置が計画された産業廃棄物処理施設周辺の市町村、住民の意見を聴取することを目的として、これに必要な具体的な手続を定めるものとする。なお、自らの事業（廃棄物の処理の事業を含む。）により生ずる廃棄物のみを処理している法第15条の産業廃棄物処理施設を転用して、産業廃棄物の処理の業の用に供する場合（以下「転用」という。）においても、この要綱の手続により、周辺の市町村、住民の意見を聴取した上で、法第15条の2第1項第2号の許可基準の遵守のために必要な対応を求めることで、周辺地域の生活環境の保全を図るものとする。

#### （定義）

第2条 熊本県産業廃棄物指導要綱（以下「指導要綱」という。）第2条に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、指導要綱第20条によりこの要綱による手続を必要とするものをいう。
- (2) 紛争 処理施設の設置に伴って生じる周辺的生活環境への影響に関する関係者と設置者との間の争いをいう。
- (3) 生活環境 人の生活及び人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境をいう。

- (4) 設置者 処理施設を設置し、又は転用を行おうとする者をいう。
- (5) 関係者 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者及び関係地域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

## 第2章 紛争の予防に係る手続等

### 第1節 事業計画の事前公開

(指導要綱第20条第2号による手続について)

第3条 指導要綱第20条第2号により、この要綱における手続を行うこととした場合は、次条第3項から手続を行うものとする。

(関係地域の指定)

第4条 知事は、処理施設について、指導要綱第17条に基づく事業計画書（以下「事業計画書」という。）の提出があった場合は、事業計画書に記載された処理施設の設置場所を管轄する市町村長及び事業計画書について周知を図る必要があると認める市町村長（以下これらを「関係市町村長」という。）に事業計画書の写しを送付するものとする。

- 2 知事又は関係市町村長は、設置者に対して、必要に応じて、関係市町村長に当該事業計画書の内容について説明するよう求めるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により事業計画書の写しを送付した関係市町村長の意見を聴いた上、事業計画書に記載された設置場所の境界からおおむね1キロメートル以内の範囲で処理施設の設置、又は転用に伴い生活環境に著しい影響が生じるおそれがある地域（以下「関係地域」という。）を定めなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により関係地域を定めた場合は、速やかに、その旨を設置者及び関係市町村長に通知するものとする。

(公表及び閲覧)

第5条 知事は、前条第4項の規定による通知をした場合は、速やかに、事業計画書の提出があった旨、関係地域、閲覧の場所及び次に掲げる事項を関係者に公表し、公表した日から30日間、事業計画書（指導要綱別表1の番号2、5及び10に掲げる書類を除く。）を閲覧に供しなければならない。

- (1) 設置者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - (2) 施設の種類及び処理能力
  - (3) 設置場所
  - (4) 閲覧期間
- 2 前項の場合において、知事は、あらかじめ、公表する内容を設置者に通知するものとする。

(公表及び閲覧の方法等)

第6条 前条第1項の規定による公表は、処理施設の設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市町村の掲示板に通知書を掲示することにより行う。なお、知事は公表内容をインターネットの利用その他の適切な方法により、説明会が開催される日まで又は説明会の開催が不要と判断される日までの期間、公表するものとする。また、関係地域の市町村は通知書の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表することができる。

2 前条第1項の規定による閲覧の場所は、設置場所を管轄する保健所及び関係地域の市町村の庁舎内とする。

3 設置者は、前条第2項の通知を受けた場合は、関係者に対し、必要な事項を記載した文書を配布する方法（これにより難しいときは、関係地域内での掲示板への掲示等）により、事業計画書の概要、閲覧場所及び第8条第1項に規定する説明会の開催について周知に努めるものとする。

（周知計画書）

第7条 設置者は、前条第3項の規定により関係者に対し周知を図ろうとする場合は、あらかじめ、次条第1項の説明会の開催に関する事項その他事業計画書の周知のために必要な事項を記載した計画書（別記第1号様式。以下「周知計画書」という。）を知事に提出するものとする。

2 設置者は、前項の周知計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ、周知計画変更届（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前2項に規定する周知計画書及び周知計画変更届の提出があった場合は、速やかに、その写しを関係地域の市町村長に送付するものとする。

（説明会の開催等）

第8条 設置者は、第5条第1項に規定する閲覧期間内に、関係地域において事業計画の説明会を開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 設置者は、前項の説明会においては、事業計画書の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、事業計画書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。

3 知事は、設置者が第1項に規定する説明会を正当な理由なく開催しない場合は、当該設置者に対し、期限を付して説明会を開催するよう求めるものとする。この場合において、第5条第1項に規定する閲覧期間内に説明会を開催することが困難であると知事が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該閲覧期間を経過した後であっても説明会を開催するよう求めることができるものとする。

4 設置者は、第1項又は前項の説明会について、開催することができない理由がある場合、または関係地域及び関係地域の市町村が説明会の開催を不要と判断した場合は、事

前に当該理由を知事に書面で報告するものとする。この場合において、正当な理由があると知事が認めるときは、説明会の開催を要しない。

5 説明会の開催を要しなくなった設置者は、前条第2項に規定する周知計画変更届を提出し、説明会以外の方法により、関係者に対し事業計画書の周知に努めるものとする。

6 知事は、第1項又は第3項の説明会が開催される場合は、その職員をこれに立ち合わせることができる。

(実施状況の報告書の提出)

第9条 設置者は、説明会の開催等により事業計画書について周知を図った場合は、説明会等実施状況報告書(別記第3号様式。以下「報告書」という。)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、当該報告書の写しを関係地域の市町村長に送付するものとする。

## 第2節 事業計画書に対する意見の調整

(意見書の提出等)

第10条 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する関係者は、第5条第1項の公表の日から起算して45日を経過する日(同項の規定による閲覧期間が満了する日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、意見書を知事に提出することができる。

2 知事は、前項の意見書の提出があった場合は、速やかに、その写し又は意見書の要旨を記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者及び関係地域の市町村長に送付するものとする。

(見解書の提出等)

第11条 設置者は、意見書等の送付を受けた場合は、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(別記第4号様式。以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出するものとする。

2 設置者は、前項の規定による見解書の提出後、関係者に対し、見解書について、原則として説明会の開催により、周知に努めるものとする。

3 知事は、前項の説明会が開催される場合は、職員をこれに立ち合わせることができる。

(関係地域の市町村長への意見聴取)

第12条 知事は、前条第1項の見解書の提出があった場合は、速やかに、その写しを関係地域の市町村長(以下「関係市町村長」という。)に送付するとともに、期限を付し、事業計画書及び見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を求めるものとする。

2 知事は、前項の規定による期限を付するに当たっては、前条第2項の規定により設置者が見解書について周知に努める期間及び関係地域の市町村長の意見の作成に必要な期

間を考慮するものとする。

- 3 知事は、第1項の意見の提出があった場合は、速やかに、設置者にその写しを送付するものとする。
- 4 設置者は、知事から送付された前項の意見に対する対応等を記載した見解書（別記第4号様式）を作成し、知事に提出するものとする。  
（審査等の実施）

第13条 知事は、設置者より事業計画書が提出された場合、事業計画書について、第1号に掲げる審査を行うとともに、前条第4項の設置者からの見解書が提出されたときは、第2号に掲げる法に基づく判断を行う。

(1) 法の法令規則への適合に関して、指導要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査を行う。

(2) 第10条第1項の関係者及び前条第1項の関係市町村長の意見並びに第11条第1項及び前条第4項の設置者からの見解書の内容を踏まえ、次のアからウまでによる判断を行う。

ア 法に基づく廃棄物処理施設に係る設置許可が必要な場合は、法第15条の2第1項第2号の許可基準への適合を検討するとともに、同条第4項における許可に当たっての生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する。

イ 法における産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、法第14条第11項における許可に当たっての生活環境の保全上必要な条件を付すかを判断する。

ウ 法における産業廃棄物処理業に係る変更届出が必要な場合は、アの場合を除き、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上で、必要に応じて、法第15条の2第1項第2号の許可基準の遵守のために適切な対応を設置者に求めることで、周辺地域の生活環境の保全を図る。

2 知事は、前項の審査等により、関係地域の生活の環境保全上の対策が十分なされると判断した場合は、事前協議終了通知書（別記第5号様式）を設置者に交付するものとする。

3 知事は、前項により協議が終了した場合は、関係市町村長に前条第4項の設置者からの見解書の写しを添付の上、その旨を通知するものとする。

4 この要綱に規定する手続が終了した者は、法に基づく廃棄物処理施設に係る設置の許可が必要な処理施設にあっては、法の規定に従い許可申請を行い、その他の処理施設の転用に当たっては指導要綱第22条の規定に従うものとする。

(生活環境の保全に関する協定の締結の際の助言)

第14条 設置者と関係者又は関係地域の市町村長が、事業計画の実施に関し、生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結する場合には、知事は、締結する協定の内容について必要な助言を行うものとする。

### 第3節 事業計画の変更及び廃止

(事業計画の変更の届出)

第15条 設置者は、第4条第1項により関係市町村長に事業計画書の写しを送付した後(指導要綱第20条第2号により、この要綱による手続を行うこととした場合は、指導要綱第21条第1項による関係市町村長への事業計画書の写しの送付後)に、提出した事業計画書において、次の各号に掲げる変更をしようとする場合は、事業計画変更届出書(別記第6号様式)を知事に提出するものとする。

- (1) 当該施設の処理能力が10パーセント以上増大する変更
- (2) 施設の処理方式の変更
- (3) 処理に伴い生じる排ガス又は排水の量又は処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)に係る変更(排ガス又は排水の量の変更においては増大する場合に限る。)
- (4) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更(当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。)
- (5) 排ガスの性状及び放流水の水質等の測定頻度に関する事項の変更(当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。)
- (6) 生活環境への負荷を増大させることが予想される変更

2 前項の事業計画変更届書が提出された場合は、設置者は変更後の事業計画について、第4条から前条までの規定の中で、知事が必要と認める手続を行うものとする。

(事業計画の中止の届出)

第16条 事業計画書を提出した設置者は、当該事業計画を中止する場合は、事業計画中止届出書(別記第7号様式)により知事に届け出るものとする。

### 第3章 紛争のあっせん

(あっせん)

第17条 紛争が生じた場合は、設置者及び関係者の双方又は一方は、知事に対し、あっせんに必要とする事項を明示してあっせん申請書(別記第8号様式)により、あっせんの申請をすることができる。ただし、当該申請書の提出は、第12条までに規定する手続等を経た後とする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、あっせんの必要がないと認めたとき、又

は事案がその性質上あっせんを行うのに適当でないことを認めるときを除き、あっせんを行うものとする。

- 3 知事は、あっせんを行うことを決定した場合は、関係地域の市町村長に協力を求めるものとする。
- 4 知事は、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。  
(あっせんにおける代表者の選定)

第18条 前条第1項に規定するあっせんの申請者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから1人又は数人の代表者を選定しなければならない。

- 2 代表者は、あっせんの申請の取下げを除き、あっせんに係る一切の行為を当該当事者を代表して行うものとする。
- 3 当事者は、代表者を選定した後においても、当該代表者を変更することができる。
- 4 第1項の規定により代表者を選定し、又は前項の規定により代表者を変更した場合は、代表者選任(変更)届(別記第9号様式)を、知事に提出しなければならない。  
(あっせんの打切り)

第19条 知事は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認める場合は、あっせんを打ち切ることができる。

- 2 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切るに当たっては、関係地域の市町村長の意見を求めるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定によりあっせんを打ち切った場合は、その旨を当事者及び関係地域の市町村長に通知するものとする。

#### 第4章 雑則

(国等に関する特例)

第20条 国、地方公共団体及び次に掲げる法人(以下これらを「国等」という。)が処理施設を設置しようとする場合は、当該処理施設の設置に係る第2章の紛争の予防に係る手続等については、この要綱の規定にかかわらず、知事と国等との協議により行うものとする。

- (1) 広域臨海環境整備センター
- (2) 日本下水道事業団
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認める法人

(書類の経由等)

第21条 この要綱の規定により知事に提出する書類又は知事から送付、通知及び交付する書類は、処理施設の所在地を管轄する保健所長を経由するものとする。

- 2 この要綱に規定する書類の提出部数は、3部とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(適用除外)

第22条 この要綱の規定は、熊本市の区域においては適用しない。

(その他)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行時において、改正前の熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づき行われている手続については、この要綱施行の日から起算して3箇月の間（以下「移行期間」という。）は、従前の例によるものとする。

3 移行期間の満了日以降については、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により交付されている事前協議終了通知書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定により交付された事前協議終了通知書その他の書類とみなし、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。